

消費者庁 同時発表

平成 29 年 1 月 24 日

パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した 扇風機のリコールが行われます(製品交換・設置)

パナソニック エコシステムズ株式会社(法人番号:8180001075388)が輸入し、パナソニック株式会社(法人番号:5120001158218)が販売した扇風機について、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、消費者庁より平成 28 年 8 月 30 日に製品起因が疑われる事故として公表しています。

パナソニック株式会社では、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページにおいて、当該製品を含む対象製品について、無償で製品交換・設置を行うことを公表しました。

経済産業省では、対象製品をお持ちの方に対し、事業者が行う製品交換・設置を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1)事故事象について

パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した扇風機について、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は 5 件です。

(管理番号:A201300110、A201400238、A201400356、A201600133、A201600277)

当該事故のうち、管理番号 A201400238、A201600133、及び A201600277 の原因は、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部の部品に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至ったものと考えられます。

また、管理番号 A201300110 及び A201400356 については、いずれも製品内部のモーターリード線が断線し、短絡、出火に至ったと考えられるが、詳細な原因の特定には至らなかったものとして、調査を終了しています。

なお、いずれの事故も人的被害には至っておりません。

(2)再発防止策について

パナソニック株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページで公表するとともに、明日 25 日に新聞社告を行い、対象製品について無償で製品交換・設置を行います。

2. 対象製品:製品概要、対象製品の確認方法等

(1) 対象製品の概要

製品名、品番、製造期間、対象台数

製品名	品番	製造期間	対象台数
扇風機	F-GA301	平成 20 年 10 月 ～ 平成 26 年 12 月	146,797 台

(2) 対象製品の確認方法

引きひもタイプ
羽根径30cm

① ブランド
↓
Panasonic

② 製品品番
↓
F-GA301

③ 製造年ラベル
↓
【製造年】
...2014年...
【設計上の標準使用期間】
12年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けがなどの事故に至るおそれがあります。
扇風機 Electric Fan

下記の①～③のすべてに該当するものが対象製品です。

①	ブランド	Panasonic
②	製品品番	F-GA301
③	製造年ラベル	ラベルなし または 2009年～2014年

※「National」ブランドの製品は今回の対象期間より前の製造となるため対象外です。
※2008年10月～2009年3月の生産品は製造年ラベルが貼り付けてありません。

3. 事業者の対応

対象製品について、無償で製品交換・設置を実施します。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載 平成 29 年 1 月 24 日(火曜日)
販売店等への協力要請 平成 29 年 1 月 24 日(火曜日)以降順次
新聞社告 平成 29 年 1 月 25 日(水曜日)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。

(平成 29 年 1 月 24 日から受付を開始)

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

<連絡先>

パナソニック エコシステムズ株式会社 壁掛扇風機市場対策室

フリーダイヤル(無料):0120-872-136(携帯電話・PHSからも利用できます。)

<受付時間>

平成 29 年 2 月 23 日まで : 9:00~21:00(毎日)

平成 29 年 2 月 24 日以降 : 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

<事業者ホームページ専用アドレス>

<http://panasonic.co.jp/es/peses/kfan/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ製品安全課

製品事故対策室長 藤沢

担当:下出、高橋

電話:03-3501-1511(内線 4311~3)

03-3501-1707(直通)

03-3501-2805(FAX)

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故＜消費者庁と同時公表＞

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300110	平成25年5月2日	平成25年5月13日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品のモーターリード線に溶融痕がみられることから、短絡、スパークにより周囲の樹脂に着火したものと考えられるが、モーターリード線が短絡した原因の特定はできなかった。	神奈川県	平成25年5月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 調査結果をもって平成26年7月7日に経済産業省ウェブページ(製品安全ガイド)にて、製品起因の事故として公表 平成29年1月24日からリコールを実施
A201400238	平成26年7月14日	平成26年7月24日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り機構部に挟み込んだため、芯線の一部が断線するとともに、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし出火に至ったものと推定される。	静岡県	平成26年7月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 調査結果をもって平成27年5月27日に経済産業省ウェブページ(製品安全ガイド)にて、製品起因の事故として公表 平成29年1月24日からリコールを実施
A201600133	平成28年6月1日	平成28年6月17日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部の部品に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至ったものと推定される。	岐阜県	平成28年6月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 調査結果をもって平成28年11月7日に経済産業省ウェブページ(製品安全ガイド)にて、製品起因の事故として公表 平成29年1月24日からリコールを実施
A201600277	平成28年8月14日	平成28年8月26日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至ったものと推定される。	長崎県	平成28年8月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年1月24日からリコールを実施

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故<消費者庁と同時公表>

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400356	平成26年9月1日	平成26年9月12日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステム ズ株式会社 (輸入事業者)	火災	ビニールハウスで当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のモーターリード線が断線、スパークし、出火に至ったものと推定されるが、モーターリード線が断線した原因が過酷な使用状況によるものか、製造時の不具合によるものか、原因の特定には至らなかった。	茨城県	平成26年9月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 調査結果をもって平成27年5月27日に経済産業省ウェブページ(製品安全ガイド)にて、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった事故として公表 平成29年1月24日からリコールを実施